

## 朝日村・山形村共同開催！～司法書士による「空き家・相続登記セミナー」～

### 《セミナーの概要》

「空き家の相続登記」について、司法書による講演と個別相談を実施。

日 時：令和6年5月18日（土）

10：00～12：00

場 所：農業者トレーニングセンターふるさと大ホール

参加者：10組12名



○令和6年4月より相続登記が義務化された。具体的な相続登記の手順、相続に係る費用について、実際にあった事例を交えながら講演を実施。講演後には個別相談会を実施した。

### 《セミナーのまとめ》

○2024年4月1日から、相続登記が義務化された。罰則規定があり、法改正以前に相続した不動産も対象となる。

○相続で不動産取得を知った日から3年以内に“正当な理由”なく登記・名義変更手続きをしないと、10万円以下の過料の対象となる。

○義務化された背景として、相続登記がされていない所有者不明土地が大量に発生し、公共事業や災害対策、復興が進まない、不動産の賃貸・売却ができない問題があったため。

○相続登記の9割以上が遺言なしの相続であり、具体的な流れは、①戸籍の収集 ②名寄帳の取得 ③登記簿謄本の取得 ④遺産分割協議 ⑤法務局申請 である。それぞれの手続きにおけるポイントを解説。

○戸籍の広域交付制度がスタートし、最寄りの市町村窓口で取得が可能となった。

○相続登記の費用は、書類取得にかかる費用＋登録免許税＋（司法書士報酬）であり、司法書士の報酬は司法書士ごとに異なるので、報酬の説明で確認すること。



### 《今後の対応》

・空き家の流動性が確保できるように、相続登記の必要性を多くの方に知っていただく機会を増やしていきます。